

**令和3年度第2回
福島県森林審議会森林保全部会議事録**

日時 : 令和3年10月13日(水) 13:30 ~ 16:00
場所 : ふくしま中町会館 6階 北会議室

福島県森林審議会森林保全部会

<p>(13:30)</p> <p>1 開会 司会【高原主幹】</p>	<p>本日は、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私、本日の進行役を務めさせていただきます、森林保全部の高原と申します。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>只今から、令和3年度第2回福島県森林審議会 森林保全部会を開会いたします。</p> <p>なお、傍聴される皆様におかれましては、受付で配布しました「傍聴に当たっての留意事項」に従って傍聴いただきますようお願いいたします。</p> <p>はじめに、緑川部会長から御挨拶をいただきたいと思っております。</p>
<p>2 部会長挨拶 【緑川部会長】</p>	<p>森林保全部会長の緑川でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、福島県森林審議会 森林保全部会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の議案は、令和3年9月30日付け3森第2085号で知事から諮問のありました太陽光発電施設の造成に係る「林地開発許可について」であります。</p> <p>委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見をお聴かせ願えればと思っております。</p> <p>本日は、よろしく願いいたします。</p>
<p>司会【高原主幹】</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、福島県農林水産部 森林林業担当次長の丹治より挨拶を申し上げます。</p>
<p>次長挨拶 【丹治次長】</p>	<p>今年度第2回となる福島県森林審議会森林保全部会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、</p>

一部オンラインでの開催となりましたことについて御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

本日、御審議いただきます内容は、「太陽光発電施設の造成」を目的とした林地開発許可についてであります。

7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害につきましては、違法な盛土が原因である可能性があり、深刻な被害を目の当たりにしますと、改めて、森林の適切、かつ、安全な開発が極めて重要であることを認識させられたところです。県といたしましては、森林の有する公益的機能のうち、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」及び「環境の保全」の四つの機能が損なわれない開発であることが重要な要件となっていることから、森林法に基づき、これまで審査を行ってまいりました。

委員の皆様には、森林の開発が適切に行われるよう、本日も忌憚のない御意見等をくださるようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

司会【高原主幹】

ありがとうございました。

なお、丹治農林水産部次長におきましては、所用により、ここで退席させていただきます。

(13:35)

3 委員紹介及び
審査会の成立
司会【高原主幹】

続きまして、本日の出席者ですが、本日御出席の委員の皆様、及び県の職員につきましては、出席者名簿並びに席次をもって、御紹介に代えさせていただきます。

なお、先日行われました福島県森林審議会において、新たに田子英司委員が森林保全部会委員として指名されました。

よろしく願いいたします。

また、今回の会議につきましては、酒井美代子委員、田子英司委員、豊田新一委員の3名がリモートにより参加となっております。

従いまして、本部会にあつては、委員6名中、6名が出席しており、定足数である半数に達しておりますので、福島県森林審議会森林保全部会規程第8条により本会は成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の資料の確認をしたいと思います。
お手元の配布資料一覧表のとおり、「次第」「出席者名簿」「席次」「議案資料1」「議案資料2」「議案資料3」「関係法令集」となっておりますので、御確認をお願いします。

なお、進行につきましては、議事の前半は、事業者による事業概要説明並びに質疑応答。議事の後半は、事務局による審査概要説明並びに審議という順序で進めさせていただき、答申に進みたいと思いますので、御了承願います。

また、審査概要説明並びに審議部分につきましては、福島県情報公開条例第7条第3号に該当する「事業者に関する情報」が含まれることから非公開とさせていただきますので、御了承ください。

併せて、質問の際の留意事項を議案資料2の表紙に記載しておりますので、御確認願います。

4 議長選出
司会【高原主幹】

続きまして、議長の選出ですが、福島県森林審議会森林保全部会規程第7条により、部会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、緑川部会長よろしくお願います。

議長【緑川部会長】

それでは、規程に基づきまして、本部会の議長を務めさせていただきます。
議事の進行につきましては、委員の皆様のお協力をお願いします。

(議事録署名人選出)
議長【緑川部会長】

議事に入る前に議事録署名人を選出したいと思います。
福島県森林審議会森林保全部会規程第10条第2項により、私から指名させていただきます。

それでは、「齋藤久美子委員」と「酒井美代子委員」に議事録署名人をお願いします。

(13:45)
5 議事
(1)議案第一号

では、議事に入ります。
諮問内容について事務局から説明願います。

議長【緑川部会長】

(諮問内容の説明)
事務局【會田課長】

森林保全課 會田でございます。
それでは、議案について説明します。
「議案資料1」諮問第一号を御覧ください。
本日の案件は、「太陽光発電施設の造成」を目的とした「林地開発許可について」1件であります。

資料の4ページに、概要を記載させていただいております。

申請者の住所は、東京都中央区銀座一丁目6番11号。
氏名は、AC7合同会社 代表社員AC7一般社団法人 職務執行者 中村武。
開発行為の目的は、太陽光発電施設の造成。
開発行為に係る森林の所在場所は、福島市在庭坂字金堀沢1番2外1字5筆。
開発対象森林面積は94.6928ha。
開発行為に係る森林面積は、60.4800ha。

以上で諮問内容についての説明を終わります。

(議案説明)
議長【緑川部会長】

次に、事業の概要説明に入ります。
事業内容について事業者から説明願います。

それでは、始めに「議案資料1」整理番号1のAC7合同会社様、お願いします。

(13:50)
AC7(合)

私のほうから、仮称高湯温泉太陽光発電所事業計画につきまして、御説明申し上げます。
私、AC7合同会社の水垣と申します。よろしく願いいたします。

- 1 申請者の住所・氏名ですが、東京都中央区銀座一丁目6番11号のAC7合同会社からの申請をさせていただいております。
- 2 事業区域に係る場所は、福島県福島市在庭坂金堀沢1-2外1字6筆です。
- 3 開発行為に係る森林の所在についても同上でございます。
- 4 目的は、太陽光発電設備の設置です。特別高圧という大規模な太陽光発電所になってございます。
- 5 全体面積としまして、事業区域が94.6928ha、森林の区

域面積は同じく94.6928ha、開発行為に係る森林面積が60.4800haという規模になってございます。

6、開発行為の期間は、許可を頂戴したときからおおむね3年半、令和7年4月の完成を予定してございます。

続いて位置図ですが、赤色で着色しているところが事業区域ということになってございます。

福島駅からちょうど西に約10km。市街地が終わって山に入っていくところでございます。県道70号線、吾妻裏磐梯線のところでございます。

続きまして、事業区域ということで、赤色で着色しているところが事業区域になってございます

標高差でいきますと304mから608mの標高の山林でございます。

茶色で着色させていただいているのが、吾妻裏磐梯線でございます。開発につきましては、吾妻裏磐梯線のほうから山林の中に入るという計画になってございます。

事業区域の現況1ということで事業区域に航空写真を重ねているものになります。

赤色の線が事業区域、そしてその周りのピンク色で外周が入っているのが私どもの所有地です。約345haを所有してございます。

林内の状況ですが、スギやアカマツなど、50年以上の針葉樹が26.8%、コナラなど50年以上の広葉樹が73.2%、その他いろんな樹木で森林が形成されております。

続きまして、事業区域の現況2ということで、青色水色の線が水路、オレンジ色の線が里道ということになってございます。

水路につきましては、福島市さんからの用途廃止・払下げ、里道につきましては、最終的に付け替え道路をつくる関係がございまして、工事中については、法定外の使用許可、工事完了後、用途廃止・払下げ、付け替える部分は寄附申請ということで調整を進めてまいります。

また、中にある水路については、写真のとおり未整備の沢筋というものになっております。

里道につきましては、現在利用している方はおらず、実際どこに里道があるのかよく分からない状況です。

この払下げ等については、地元の南部区、北部区、水利組合等の御関係者から同意を頂戴して、払下げの申請をしているところでございます。

次に排水計画および下流域水利用ということで、今回は、大きく二つの流域がございます。

1つが真ん中より上の流域です。こちらが金堀沢に流れる流域になります。

もう1つが真ん中より下の須川に流れる流域です。開発で変更をしていく部分については、金堀沢の流域の方が大きな割合を占めています。

また、周辺の水利用ということで赤い丸が幾つかあるかと思いますが、現場から1番近いところ、600m程度のところで、井戸を利用しておられる方が何軒かいらっしゃいます。

その辺りにつきましては、専門の会社で検討した結果、影響はないという結論をもって整理をしております。

ただ万が一、井戸の水が枯れた等の問題が生じれば、そのことについては当然私どもで対応していく旨、お話をさせていただいております。

続きまして完成後の土地利用計画ということで、事業区域は20ha以内に区切っており、各外周部に残置森林、もしくは造成森林を配置する計画でございます。

森林率はおおむね39%と約4割近くが森林です。またこの事業区域の外には自社所有の土地がございますので、区域の外にも多くの森林を残しているというような計画になってございます。

また、水色に着色されているのが調節池になっておりまして、上から時計回りに1号、2号、3号、4号と配置してございます。

橙色のところには太陽光パネルを設置する計画でございます。

太陽光パネルは約10万5千枚程度を設置させていただきます。発電量としてはDCで60MW、ACだと40MWという非常に大きな規模の太陽光発電所となっております。

発電した電気につきましては、FIT固定価格買取制度に基づいて東北電力に全量売電する事業計画でございます。

続きまして防災計画ということで、暗渠排水を載せさせていただきます。

水色のところが盛土部分、オレンジ色のところが切土部分になっています。

沢等の暗渠排水、地下排水を適切に処理するために、暗渠排水管をφ150、φ300、φ500、φ700、φ900と場所に応じて必要な容量を敷設して、地下水の処理をする計画でございます。

仮設の防災計画です。

まず工事全体に当たりまして、当然災害防止の観点からも調節池を1番最初につくってまいります。

そのために、まず南側に進入路を作って、そこから中に入って行く計画になってございます。進入路沿いには4号調節池がございしますが、それをつくるにあたっては仮設の沈砂池を作りながら工事を進めてまいります。

調節池造成の順番は、4号をつくってから、右上の1号、2号、3号とつくっていく流れを計画してございます。

いずれにしろ造成工事がございますので、仮設の沈砂池、素堀側溝、小堰堤、そういった仮設の流出防止策を適切に配置しながら、また維持管理しながら、周辺に災害が出ないように計画しております。

工事につきましては、造成工事は奥村組にお願いして、上の発電設備工事については東芝プラントにお願いをする予定で進めてございます。

こちらのほうは細かく説明するものではございませんが、今回の開発に当たっては資料のとおり、工事をどのようにやっていくのかを事前に検討し、安全上問題がない計画としております。

次に地元調整1についてです。

住民の説明会につきましては、平成31年4月に方法書、また令和2年1月20日と同年2月20日に準備書の説明会を開催し、福島市全域に対して説明会、また縦覧いただ

いた御意見等に対する対応をしてまいりました。

また、それとは別に、福島市在庭坂地区に関しては、所管する福島市吾妻支所および在庭坂南北区長と相談のうえ、計画地に隣接する町内会と高湯温泉協会に対して令和元年から御説明させて頂きました。

1回1回の説明会で御理解が得られなかったもの、もしくは疑問点が残った町内会や温泉協会さんについて、特に防災の対策に関して不安の御指摘が多かったので、それぞれ2回から4回の説明会をさせていただいて、今に至っているというものでございます。

同意の状況につきましては、事業区域の中に民地7筆ございますけれども、全て事業者の所有地ということになってございます。

また事業区域の中の法定外公共物や水路に関しては管理者の福島市さんと払下げ等々の協議を完了してございます。

他法令につきましては、国土利用計画法、環境影響評価法、道路法、土壌汚染対策法、福島市景観条例、また福島市太陽光発電施設設置に関するガイドラインといったようなものが関係法令で、全て対応が終わっている状況でございます。

希少動植物につきましては、環境アセスの中で、環境保全の計画を立てており、それを守った形で、実施をしていきます。

中には希少動植物の移植等、必要なものがございまして、そういったものは適宜、適した季節・場所に移植を行ってまいります。

地元調整等2についてです。

施行中施行後の施設の管理計画です。

① 防災小堤、素掘側溝、外周側溝などですが、これらは防災の要ですので、工事の進捗に合わせて点検を行いつつ、当然、泥詰まり等があれば、順次修繕していくことで、機能を維持してまいります。

工事の実施期間中に利用する外周側溝に関しては維持管理に努めて、月に1回、また豪雨や巨大な台風が来る度に、点検をすることで進めてまいります。

② 堆砂施設につきましては、常に施設の維持管理に努め

て、こちらも月に1回、またそれとは別に豪雨や巨大な台風等があればその都度を目安に定期点検を行います。施工期間中、及び工期間後は、特に堆砂量の状況に留意し、常に一定の堆砂量をキープするために、浚渫等、必要な措置を講じることを計画してございます。

- ③防災調節池につきましては、常に施設の維持管理に努めて月に1回、また豪雨や巨大な台風の際は毎回を目安に、目視にて定期点検を行ってまいります。また、大規模である2号調節池のほうには、監視カメラのようなものをつけることを今計画してございます。そういったものをつけることによりまして、オーバーフローするのかわからないのか、今水がどれぐらい貯まっているのか、ということをリアルタイムで把握できるようにしたいと思っております。

また、堆砂施設同様に、施工期間中、及び工期間後完成後は、特に堆砂量の状況に留意し、常に一定の堆砂量をキープするために、浚渫等、必要な措置を講じることを計画してございます。

- ④電気設備についてですが、

平常時は、発電所に設置された監視装置により管理会社が24時間体制で遠隔監視を行います。そして、非常時は電気主任技術者が2時間以内に現場に駆けつけて必要な装置を講じます。

発電設備の運営・管理は、規定に定められた点検項目・頻度に基づき点検を実施します。

集中豪雨や地震等が発生したときは、巡視・点検により状況把握に努めます。

また、災害発生時は、関係部署に周知の上、災害の拡大防止に努め、適宜復旧対策を行います。

- ⑤造成森林、造成緑地につきましては、森林の生育に努めて、月に1回、また大雨・台風後は毎回を目安に目視により定期点検を行い、状況把握に努めます。造成森林については、樹木の成長に合わせて間引きを行う等、適切な維持管理に努めてまいります。

造成緑地については、土砂の流出を抑えるような適切な状況維持に努めてまいります。

事業完了後の発電設備の撤去処分等についてです。

発電事業は、再エネ特措法による固定価格買取期間及び、その後の電力市場動向によっては5年～10年程度の発電事業を見据えてございます。

発電事業終了後は、遅滞なく発電設備を撤去し、近隣

住民との協議の上土地利用計画を行います。適切な土地利用計画が無い場合は、植林や草地化を図る等により土砂流出を防止します。加えて撤去に関しては、リサイクルを推進の上、産業廃棄物については適正に処分します。その撤去費用は、再エネ特措法等の定めに基づき積立していきます。

簡単ではございますが、私どもから御説明は以上になります。

議長【緑川部会長】

ありがとうございました。
ただいま、AC7合同会社様から説明がありましたが、委員の皆様、御質問がありましたら発言願います。

【酒井委員】

幾つか質問したいことがあります。
1つ目です。所有地範囲が非常に広く、そのうち一部分のみが今回の事業区域になっているかと思えます。
今後、他の所有地でも計画があるかどうかを教えてください。

【事業者】

現時点で事業地以外の残ってる所有地について、特に活用する計画はございません。

【酒井委員】

2つ目です。計画を見ると盛土量が非常に多いかと思えます。この土はどこから搬入してくるのでしょうか。

【事業者】

基本的には場内バランスを取る計画になってございます。
もう少し細かく御説明しますと、現道から入ってくる部分の進入路については、場内に土を移動出来ないため、場外搬出としています。それ以外については、場内の切土と盛土でバランスをとっていくという計画になってございます。

【酒井委員】

3つ目です。造成森林と造成緑地について、もう少し詳細に説明願います。

【事業者】

造成森林というのは、決められた植林をする部分のことです。造成緑地は草等で表面を覆う部分になります。

【酒井委員】 資料の15ページで、造成緑地で土砂の流出を抑えると記載されています。

樹種等、どのようなものを植えて、どのように保全をしていくかもう少し説明願います。

【事業者】 そこに生えている樹種を選ぶのが一般的です。この辺ではコナラが多いので、コナラを県で決められた本数植えることとなります。

成長すると間引きも必要になりますので、そういったこともしていきます。

【酒井委員】 今のは造成森林ですよ。造成緑地に関してはどうですか。

【事業者】 造成緑地においては、種の吹きつけや、種の入った袋の設置等で緑化を図ります。

【酒井委員】 4つ目です。住民説明会についてです。

これまで複数回の説明会を行い、住民の不安解消に向け努力してきたとのことですが、全ての住民から理解を得られたということでしょうか。

【事業者】 今回の開発におきまして、当然各町内会の位置等によって、危惧する内容というのが皆さん違ってございました。

特に、今回1番よくお話をさせていただいたのが金堀沢の流域の下にある小坂町内会というところです。

先ほど流域の話の説明したときにも申し上げましたが、今回の開発のほとんどは金堀沢の流域を開発する計画になっており、これに伴い大きな調節池を整備する計画でございます。もともと金堀沢は未整備でしたので、将来の土石流等の不安があるという御意見を頂戴しました。

最終的には小坂の町内会の方々、お1人ずつとお話をしながら、それぞれ個別に対策を検討させていただきました。その上で、内容については御了解がいただけたと考えています。

また、今回もともと林地開発申請をするに至っては、用途廃止等の申請をする必要がありましたが、そのためには地元北部区、南部区、水利組合等の用途廃止の同意

を頂戴しなければなりませんでした。

特に小坂町内会では話がまとまらなかったのですが、そこに至っていませんでしたが、ようやく7月にいろんな安全対策を含めてお話がまとまりました。

このような経緯がございますので、御了解はいただいていると考えています。

さらに、工事の着工にあたっては、工事实施の周知をさせていただく予定です。

周知の仕方としては工事説明会というのが一般的かと思っておりますが、今、コロナの折で、各町内会も、寄り合いができない中なので、資料で周知して欲しいとご依頼がありました。そのため、着工前には事業概要等資料を用いて周知させていただく方針で進めてございます。

【酒井委員】

5つ目です。施設管理についてです。

資料において、電気主任技術者は2時間以内に、現場に駆けつけると書いてあります。この技術者の方はどちらからいらっしゃる予定ですか。

【事業者】

発電所を所管する法律、いわゆる電気事業法で2時間以内と定められています。

具体的には、工事自体が3年半あるものになってございますので、維持管理会社は今の時点で選定してはおりません。電気主任技術者は維持管理会社と協議しながら、専任の方を決めていくプロセスを予定してございます。ただ福島市へ2時間以内ということであれば、福島市内や郡山あたりなんだろうとは想像してございます。

【齋藤澄子委員】

開発地周辺に田畑はありますか。

【事業者】

4ページの写真を見ていただくとお分かりになるかと思いますが、周辺部すぐに田畑はありません。ただ、先ほどの小坂地区周辺まで山を下りますと、田畑や果樹園をお持ちの方が大勢おられます。やはり農業をしておられる方々は、水に対して関心がございますので、特に金堀沢については私どもどうやって管理をしていくのかを含めて、ご説明させていただいています。

【齋藤澄子委員】

小坂の方たちは、その計画でいいということだったのでしょうか。

【事業者】 今の話が御理解いただけるまでには長い期間かかっております。ただ、さまざまなことを含めて、今年7月に御理解がいただけたと考えております。

【齋藤澄子委員】 この井戸についてですが、果樹園をされている方にとって水は特に重要な部分であると思います。それが開発によって、使えなくなるような状態になってしまうことがあると大変な状況になります。

万が一、そのような事態があれば、責任をもって対処されるということでしょうか。

【事業者】 井戸については果樹園等々の農業利用ではなく、飲料水や生活水として利用されています。

そして、今回井戸がある地域には、福島市の水道が来ない地域でございまして、ほかの手だてがなく井戸を利用されています。私どもは当然影響がないものとは思ってございますが、万が一影響が出るのであれば、新たな井戸を掘ってその水を提供して参ります。

また、先ほどの話にも関連しますが、今回の林地開発である95haの造成の計画以外に、開発区域外の金堀沢を整備して、そこから土砂が流れないように対策を行います。このような手当を行った上で、何か問題があったときには、さらに追加で対策をする旨、各町内会さんとお話させていただいています。

【齋藤澄子委員】 9ページの仮設防災計画についてです。

水路として、素掘り側溝が計画されていますが、これは泥のままということでしょうか。泥のままですと、当然雨が降れば、泥は流れ、側溝自体が詰まります。結果として、調節池に入らなくなるのではないのでしょうか。U字溝には出来ないのでしょうか。

【事業者】 今の話は工事中の表面の排水計画についてだと思えます。

まず木を伐って山に入って行く際に、道路を作るだけでもそこに水が流れていきます。そのまま放置すれば、道路や金堀沢に水が流れていくので、仮設で素掘り側溝を設けて流末に泥溜を作ります。

工事後は宅地造成のように、平場に対して碁盤の目に排水工を設置していきます。

【齋藤澄子委員】

開発地付近には温泉街があります。パネルの反射等の影響が心配なのですが、温泉街の方とはどのように調整をされたのでしょうか。

【事業者】

温泉街に限らず、様々な福島市内の観光地等からどのような見え方になるのかについてはアセスで御評価いただいております。

当然大きなスケールの山の中での開発ですので、遠くの観光地等から見たときに、丸裸の湖のようなものが見える、という状況にはなりません。場所によっては見える箇所からでも、薄くすっとラインが入っているようなそういったような景観になるイメージでございます。

【齋藤澄子委員】

先ほど監視カメラをつけるとかって話が出ましたが、監視カメラの映像はどこで見ている状態になるのでしょうか。

【事業者】

まず大きく言いますと、管理会社に遠隔監視のシステムを入れますので、そこで見られます。

それとは別に、web上でリアルタイムに見られる形にさせていただきます。特に小坂の町内会の方々から、「大雨が降ったときに、調節池が溢れないか心配を常に抱えているのはやはり、気持ちが悪い」と話をいただきましたので、このような形にしております。

【齋藤久美子委員】

全部で4つあります。

1つ目ですが、今回の開発地域の中で、事業者様がお持ちの区域がとても広いですが、もともとは山の所有者の方が別にいらっしゃったと思います。その方たちがどのような思いでこの土地を事業者様にお渡しになったのかを、お聞かせいただきたいです。

【事業者】

私どもが今回土地を全てまとめ上げたというよりは、もともと所有の方がおられました。

その方はゴルフ場開発をしようとしておりましたが計画は頓挫されております。その前は住宅開発等いろんな開発の計画はあったようですけれども、バブルが弾けた話等、実現するものではありませんでした。それより以前

になると、いろんな地権者の方々の共有林であった、というふうに聞いております。

【齋藤久美子委員】

2つ目です。このあたり磐梯吾妻国立公園という火山があります。

火山がある構造上、ほかと地盤が違うというところがあると思いますが、地質調査はしっかりしていただいているのでしょうか。

また、流れてくる土砂というの、ほかのところと地質が違うと思いますが、その配慮もされているのでしょうか。

【事業者】

場内のボーリングはかなり多くやっております。

当然ながら、調節池という重要構造物をつくり、また大きく切って大きく盛りますので、どんな土が必要でどんな土が出るのかを念入りに検討しております。調節池というものは、安定していなければならないので、それなりの強度となるように、手引き基準に則って計画しております。

流出の話ですが、こちらの山は水が流れやすい真砂土ではございません。また、火山灰の話もありましたが、特に鹿児島とか宮崎とか行くと、赤ボクとか黒ボクという流れやすい火山灰性の土がありますが、そういう地質でもない、適切に粘性のあるものと、下のちょっと固いものを混ぜて、品質を管理していくことで安定した地盤ができると考えています。

また、当然ながら災害を起こさないように埋め立てると、排水が一番重要です。

下の地下排水を綺麗に流してあげることと、それから、もともとあった山に土をくっつけていくわけなので、段を切って、滑りがないような形で、品質管理をしながら進めていこうと思います。その他のことについても、我々事業者、建設会社で注意を払ってやっていくという計画です。

【齋藤久美子委員】

3つ目です。庭坂のあたりですが、特にこれからの時期それから春先、どうしても熊が出てきます。森林を開発してしまうということは野生動物の居場所がなくなってしまうので、動物は人が住んでいるところに下りて来がちです。このことに対する住民の方からの御不安の声

はありましたか。

【事業者】

例えば、水上のあたりには、よく下りてくると聞いております。そこに巣があることは皆さん御存じです。また、もう少し金堀沢のほうに行きますと、あのあたりには熊はあまりでないそうです。一方で東側、天戸川を渡った辺りは非常に熊が出没しやすいということは聞いてございます。事業の区域の中では、現在よく測量をするために作業員を入れていますが、作業員は今のところまだ熊には出くわしていません。

熊はいるものだと思っておりますが、私どもの開発をしたことで付近の方々の土地で獣害等が増えるようなことがあれば、また地域の皆様と御相談しながら、適切な対応をとっていきたいと思っております。

【齋藤久美子委員】

4つ目です。ここの県道は磐梯吾妻スカイラインに通じる道となっております。福島市の重要な観光道路です。今、コロナ過であっても、福島県内のみならず、県外からたくさんのお客様にお越しいただいている、観光収入としても大切な道路になっています。

特に高湯温泉は今、連日満室の状態です。高湯に続くこの重要な道で万が一事故が起こったり、災害が起こったりしてしまうと、これは県全体に関わる大きな問題にもなりますし、県外の方からのイメージにも影響があるかと思えます。高湯温泉から上の道は、ただでさえもともと土砂崩れしやすく、通行止めになりがちです。加えて、ここで開発をなさる過程でトラック等が入れば、交通渋滞はもちろん発生をします。

ここで御質問ですが、事業を行う上での時間、紅葉等の観光のシーズン、そういったところは計画の中で考慮されているのでしょうか。

【事業者】

まず、作業の時間については、朝の8時から、17時や18時まで、土曜日、祝日も作業というのが基本になってございます。

またその搬入の台数等についてはですね、ダンプみたいなものが何万m³もの土を搬入してくるというものではありません。今回、事業区域内でバランスを取りますので、そういった車は余りないです。

ただ、生コンや資材の搬入は非常にございます。それが大体1日最大100台ぐらい。

環境アセスで交通渋滞が起きるのか起きないのか、そういうことも検証しながら、ある程度設定台数を絞って決めてございます。

実は1か月ぐらい前に70号線で事故された車があって、崖下に落ちておりました。その際は、2日間程度、通行止めとなっておりました。仰るとおり、あそこが通行止めになるとそれより奥にはいけないような状況にありますので、交通安全に配慮しながら、また現場の入り口から泥が県道に出てしまっていて、皆さんが汚れた道路を歩いて高湯温泉に行くことのないように、施工会社にきっちり管理するように伝えることで、皆さんに御迷惑をかけないようにしたいと思っております。

【田子委員】

今までの皆さんのやりとりを聞いていて、やはり、この開発をすることによって災害が発生しないだろうか。近隣住民や自然に負荷をかけるようなことにはならないだろうか。こういったことが皆さんの懸念の部分だと思って聞かせてもらいました。

質問としまして、まず1つ目ですが、事業区域の山は平らな部分、急峻な部分あると思いますが、平均的な傾斜度はどれくらいになりますか。

【事業者】

細かく出したことはありませんが、現況の傾斜を平均すると、おおよそ25度から30度ぐらいの間が平均になります。造成後は、法面の急な部分は40度とか30度とかの斜面になります。パネルの張るところは、おおよそ20%くらい、度数でいうと10度前後の勾配になります。

ただ、現況の山に本当に急なところもあって、平均すると25度から30度くらいになります。山に入ると、急勾配のところもあります。

仕上がりは当然ながら、切土は1:1.5、盛土は1:1.8と決まったルールの中で平地を仕上げて、そこにパネルを張ります。

【田子委員】

パネルの設置枚数が10万5,000枚を超える枚数で、1枚当たりの規格が2.411m×1.134mです。ざっくりの計算ですと、パネルの面積が27万m²になるかと思えます。

この27万m²に一昨年のような台風19号のような雨が降った場合、相当な水量になることが予想されますが、それが、地下の暗渠等を経由して調節池まで通りついたら

<p>【事務局】</p>	<p>して、調節池の容量っていうのは現時点ではどのくらいの容量を考慮されてますか。</p> <p>委員から容量の関係で質問がございましたが、この後の審査の中で述べさせていただきたいと思います。そのほうが細かい内容も詳しく御説明出来ますので。</p>
<p>(14:25) (審議入り・非公開) 議長【緑川部会長】</p>	<p>ほかに、ご質問がないようなので、整理番号1「AC7合同会社」の林地開発許可申請について審議に入ります。</p> <p>ここからは、福島県情報公開条例第7条第3号に該当する「事業者に関する情報」が含まれますので、非公開で進めさせていただきたいと思います。</p> <p>報道機関及び事業者、一般傍聴の皆様におかれましては、申し訳ございませんが、ご退席願います。 なお、次の公開時間は、15時15分からとします。</p>
<p>議長【緑川部会長】</p>	<p>それでは、議事を再開します。 整理番号1について、審査概要の説明を事務局へ求めます。</p>
<p>■■■■■</p>	<p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p> <p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p> <p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p> <p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p> <p>■■■■■ ■■■■■</p>

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

	<p>(案)の審議に移りたいと存じます。 それでは、事務局から答申(案)の朗読を願います。</p>
事務局【會田課長】	<p>では、答申(案)を読み上げます。</p> <p>3福審保第8号。令和3年10月13日</p> <p>福島県知事様</p> <p>福島県森林審議会長</p> <p>林地開発許可について答申。</p> <p>令和3年9月30日付け3森第2085号で諮問のありましたこのことについては、審議の結果、適当と認めます。 なお、許可に当たっては下記の点に十分配慮されるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、事業の実施に当たっては地域住民に丁寧な説明を行うこと。</p> <p>以上でございます。</p>
議長【緑川部会長】	<p>ただいまの内容のとおり、知事に答申することについて、異議ありませんか。</p>
【各委員】	<p>異議なし。</p>
議長【緑川部会長】	<p>それでは、ただいまの内容のとおり答申いたします。 以上をもちまして、諮問第一号の審議を終了いたします。</p>
(15:50) 7 報告事項 議長【緑川部会長】	<p>続きまして、部会報告に移ります。 事務局から報告事項について説明願います。</p>
事務局【菅野技師】	<p>森林保全課の菅野です。</p> <p>林地開発許可におきまして、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール未満に係る事案は、福島県森林審議会森林保全部会に報告することとされております。</p>

	<p>これに基づき、前回報告以降、これまでに知事が森林法第10条の2第2項の規定に基づき林地開発許可を行った案件につきまして、ご報告します。 お手元の「報告資料」をお開きください。</p> <p>前回報告から現在まで、整理番号1番から8番まで太陽光発電所の設置に係る開発行為を4件 風力発電所の設置に係る開発行為を1件 土砂採取に係る開発行為を3件 合計面積26,921.8haについて許可しております。 許可にあたりましては、いずれも適法な開発となるよう、森林法に基づき審査したものです。</p> <p>報告事項は、以上です。</p>
<p>(15:55)</p> <p>議長【緑川部会長】</p>	<p>以上をもちまして、本日の審議は全て終了となります。</p> <p>本日はご多忙のところご出席いただき、また、審議及び議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>事務局に進行をお返しします。</p>
<p>8 その他 司会【高原主幹】</p>	<p>長時間にわたり、丁寧なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>続きまして、その他に移ります。 森林保全課から情報提供についてお願いします。</p>
<p>森林保全課【會田課長】</p>	<p>今年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、全国的に調査を行うこととなった「盛土点検」について情報提供いたします。</p> <p>本県の盛土点検箇所数につきましては、土砂災害警戒区域内等で開発許可、及び届出があった箇所、並びに国より提供された地図情報から抽出した箇所を合わせて、673箇所となりました。</p> <p>今後は、国及び関係市町村と連携し、準備の整った箇所から順次、現地で盛土形状の確認や排水施設の設置状況などの点検を進め、年内に暫定的な点検結果をとりまとめる予定です。</p> <p>なお、国においては盛土による災害の防止に関する検討会を設置し、有識者の意見を踏まえ、総点検と平行し</p>

	<p>て危険性の高い盛土の定義や安全性を確保するための対策方法を検討することとしており、今後の対応を年内にまとめる方針としております。</p> <p>以上です。</p>
司会【高原主幹】	<p>続きまして、事務局から連絡事項について申し上げます。</p>
事務局【阿部技師】	<p>森林保全部の阿部です。</p> <p>事務局からの連絡事項です。</p> <p>今後の森林保全部会の開催予定ですが、現在、事前審査中の森林審議会森林保全部会諮問規定に該当する、10haを超える林地開発案件はございません。</p> <p>事務局からの連絡事項は、以上です。</p>
<p>(16:00)</p> <p>9 閉会 司会【高原主幹】</p>	<p>以上をもちまして、令和3年度第2回福島県森林審議会森林保全部会を閉会いたします。</p> <p>本日配布しました資料については、情報公開条例第7条第3項に該当する企業情報が含まれておりますので回収させていただきます。</p> <p>そのまま、お席に置いてお帰りください。</p> <p>(以上をもって閉会)</p>

以上の議事録内容に相違ありません。

酒井 美代子

齋藤 美子